

佐賀県教育委員会告示第3号

佐賀県文化財保護条例（昭和51年佐賀県条例第22号）第5条第5項の規定により、次の表に掲げる佐賀県重要文化財色絵椿文輪花大皿（平成13年佐賀県教育委員会告示第1号）について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定による重要文化財の指定がなされたので、佐賀県重要文化財の指定は解除された。

平成30年12月11日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者	解除年月日
重第184号	佐賀県重要文化財（工芸品）	色絵椿文輪花大皿	2枚	佐賀市松原二丁目5番22号 公益財団法人鍋島報効会	公益財団法人鍋島報効会	平成30年10月31日